

大規模災害が起きたら動かないでください！ それが防災の第一歩です。

2011年3月には東日本大震災が東北に甚大な被害を及ぼし、そして、今年の4月には、熊本地震が九州で起こりました。近年になり大規模災害の発生は、より身近なものになりつつあります。もし、港区でそのような事態に巻き込まれたとき、あなたならどうしますか。そのときは、どうぞ動かないでください。それが、あなたの身を守る最善の方法です。

01 なぜ、動いてはいけないのか。

① 自己の命を守る —二次災害防止のために—

周囲の被害状況が把握できない災害発生直後に徒歩で帰宅することは危険です。落下物の危険性や、歩いた先に火災が発生している可能性もあります。多くの方が歩いて帰ことで、幹線道路は人で溢れ、火災を目の前にしても引き返すことが困難な状況が予想されます。

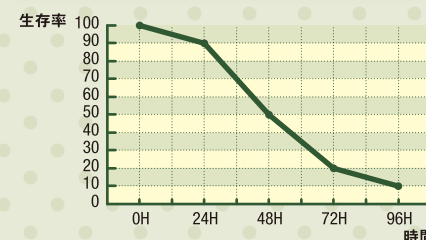
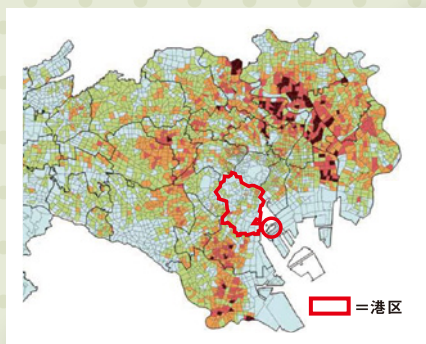


② 大切な人の命を守る

—大切な人間の、大切な方の命を守るため—

災害発生後72時間が生死の分かれ目と言われています。72時間を境に生存率が急激に低下するためです。交通網の混乱により、救助や物資の到着が遅れるなどを回避するためにも、できるだけ安全な場所に留まり、緊急通行車両の活動を確保することが命を守ることにあります。

- ・緊急通行車両の活動の確保
- ・黄金の72時間



02 災害時には、一斉帰宅しない！させない！

大規模地震等の災害が発生した場合、港区内では交通機関の停止により、多くの帰宅困難者で駅周辺が混乱する恐れがあります。

① 「一斉帰宅しない！」

～3日間の社内待機が原則～

災害発生直後の混乱を助長しない。また、巻き込まれないために、社内に3日間留まりましょう。留まるために必要な3日分の食料を事前に準備するとともに、災害発生直後は、なるべくオフィスや事務所に留まるよう、施設利用者や顧客に対してもお声がけと対応をお願いします。

② 「一斉帰宅させない！」

～支援活動へのご協力をお願いします～

偶然に地域を訪れている買い物客や観光客等、留まる場所がなく、支援が必要な方々へのご協力をお願いします。
〈例〉一時受け入れ場所の提供・物資等の提供・トイレの提供等。

03 知っておこう！事業者の責務とは。

① 帰宅困難者対策

従業員・学生・顧客の一斉帰宅の抑制。帰宅困難者一時受け入れ場所等の提供。帰宅困難者となった方々ご自身による共助の活動。



② 施設、設備の安全性の確保

什器の転倒防止対策や、事業所内の施設、設備の安全管理（例：エレベーター内閉じ込め対策等）を徹底してください。



③ 地域の防災活動への参加・協力

区内には、多くの事業所があり、昼間人口が極めて多くなっています。事業者は日頃から、十分な防災教育や訓練を行いましょう。



以上3つの項目は、区内事業者の責務です。

04 防災力向上のために求められること。

I「自助」

自らのことは自らが守る

II「共助」

地域において互いに助け合う

III「公助」

行政が区民等の安全を確保する

防災対策には、自らのことは自らが守るという「自助」の考え方を基本とし、次に地域において互いに助け合うという「共助」を進め、さらに行政が区民等の安全を確保するという「公助」の考え方にに基づき、区、区民及び事業者が相互に連携を図りながら協力することが求められています。

05 防災力向上のために求められること。

Q 港区内の事業所ですが、避難所はどこですか？

A 区民避難所（地域防災拠点）は、災害により、自宅が全壊、または半壊等の理由で住めなくなった港区民が避難する場所です。

事業所の場合は、「港区防災対策基本条例」「東京都帰宅困難者対策条例」の規定により、一斉帰宅の抑制が事務所の責任として位置づけられています。むやみに屋外に避難することのないようにしてください。ただし、地震により倒壊の恐れがある場合や火災の延焼等により建物に留まることが危険な場合は、広域避難場所のような場所に避難することになり、また、事務所の安全が確認されたら、事務所に戻り待機していただきます。そのため、全従業員の3日分の水・食料・携帯トイレ・毛布などの物資を備蓄していただくことになっています。



Q なぜ、3日分の備蓄なのですか？

A 大規模災害発生後、72時間（3日）以内での人命救助が高い生存率を示しています。警察・消防・自衛隊は、救出救助活動や大規模火災の消火活動に集中させるため、これらの活動を妨げることをしないよう、事務所が安全な場合には3日間は留まることとしています。

港区防災アプリ

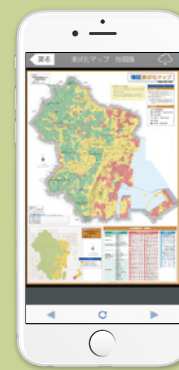
港区は、東日本大震災を踏まえ、区民、事業者等の皆さんに防災意識の普及・啓発を促すため、港区防災アプリを配信しています。災害リスクの確認、災害に対する備えに防災アプリをご活用ください。

〈主なコンテンツ〉

- 津波浸水深の3Dイメージ
- 各種ハザードマップ
- 津波動画
- 防災情報メール〈リンク〉
- 災害用伝言ダイヤル〈リンク〉
- 港区防災マップ
- 避難所一覧
- 津波避難ビル分布図
- AEDの利用方法
- 公園の防災施設



トップメニュー



港区防災マップ

ダウンロード方法

iPhone端末向けアプリは「App Store」、Android端末向けアプリは「Google Play」からダウンロードできます。また、アプリダウンロードサービスでキーワード「港区防災アプリ」を検索することでもお探しいただけます。



iPhone端末



Android端末

※「港区防災アプリ」はスマートフォンのみの対応となります。

《港区防災アプリについてのお問合せ》
港区防災危機管理室防災課防災係
TEL／03-3578-2541

省エネルギー化を港区が後押し。事業所の経費削減を目指しましょう。

省エネルギー化を図ることで、電気代や燃料費の削減効果が見込めます。現在、港区では中小規模事業所へ省エネ相談員を派遣し、それぞれの事務所の実態に合わせ省エネに向けたきめ細やかな支援を行っています。この機会を逃さず、ぜひ皆様の事業にお役立てください。

港区と芝法人会が連携を図り、省エネによる光熱水費削減を支援。

①省エネ相談員を無料で派遣。

港区では、中小規模事業所に省エネ相談員を派遣し、**光熱水費削減に向けた省エネ対策を提案**します。また、省エネに取り組んだ事業所を、「港区省エネ推進モデル事業所」として認定。**貴社の取組を積極的にPR**します。

《こんな方におすすめ》

- ① 経費削減をしたい方
- ② 今冬・来夏に向けた省エネアドバイス（運用改善・設備改善）を受けたい方
- ③ 省エネ対策をどこから取り組めば良いのか分からない、または、省エネ対策の余地がまだあるのかどうか知りたい方
- ④ 港区や東京都の補助金等の情報を知りたい方
- ⑤ 環境に配慮した取組をPRしたい方

本事業は、当会も連携して取り組んでおり、**東京都地球温暖化対策報告書の作成も支援**しています。経費削減に取り組みたいビルオーナーやテナント事業者の方は、ぜひご利用ください。



【対象事業所】港区内で所有、または使用している中小規模事業所（実施予定数：15事業所）
 【費用】無料
 【問合せ】港区 環境リサイクル支援部 環境課 地球温暖化対策担当 TEL ／ 03-3578-2474

②地球温暖化対策助成制度を大いに活用しましょう（事業者向け）

港区では、事務所における二酸化炭素排出量を削減し地球温暖化を抑制するため、新エネルギー機器や省エネルギー機器を設置する事業者（区内中小事業者、個人事業者等）を対象に、設置費の一部を助成しています。制度の詳細や申請方法等については、環境課までお問い合わせください。

【助成対象機器等一例】

助成項目	解説	助成金額	
		算定方法	上限(万円)
省エネルギー診断結果に基づく設備改修	東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）等で実施している省エネ診断結果に基づき、照明器具等の改修を行う。	設置に要する経費の1/4	100
高効率空調機器	東京都が中小企業者向けの省エネ促進税制対象機器に指定する省エネ効率・CO ₂ 削減効果の高いエアコンディショナ。	設置に要する経費の1/4	50
高反射率塗料等	太陽光のうち熱に関係のある近赤外線の高いレベルで反射し、建物の蓄熱を抑制する塗料等。	①材料費の全額 ②面積×2,000円 ①、②のいずれか低い金額	100
日射調整フィルム	窓に貼り付けることで、室内への熱負担を低減させるフィルム。	①設置経費の1/4 ②面積×4,000円 ①、②のいずれか低い金額。	40
太陽光発電システム	太陽の光を直接電気に変換する太陽電池を使って発電するシステム。CO ₂ を排出せず、クリーンで持続的な太陽エネルギーを利用することが可能。	太陽電池の公称最大出力（10kW未満）に応じ、100,000円/kW	99.9

【問合せ先】港区 環境リサイクル支援部 環境課 地球環境係 TEL／03-3578-2496

東京都の「地球温暖化対策報告書制度」で、省エネルギー対策を。

地球温暖化対策報告書制度とは、都内すべての中小規模事業所を対象に、事業者が、所有または使用する事業所ごとに前年度のエネルギー使用量及びCO₂排出量、地球温暖化対策の実施状況等を東京都に報告する制度です。現在、中小規模事業者向けの省エネ相談員派遣制度を利用することで、相談員が貴社の地球温暖化対策報告書の作成をお手伝いします。

《実はこんなメリットがあります。》

- エネルギーや上下水の使用量を管理できる。
- 御社の地球温暖化対策への取り組みがPRできる。
- 減税制度や中小クレジットへの申請に使える。

詳しくは「地球温暖化対策報告書」で確認ください。

【平成28年度任意提出期限】

12月15日
 ※任意提出者は、都内に中小規模事業所（年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所等）を所有・使用する事業者です。

【問合せ】

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
 報告書制度ヘルプデスク
 TEL ／ 03-5990-5091 E-Mail ／ cnt-hokoku@tokyokankyo.jp

東京都の省エネ対策支援の紹介 クラウド利用による省エネ支援事業

都内の中小規模事業所において運用されている情報システム等について、**エネルギー効率の高いデータセンター**を利用したクラウドサービスを利用する方法へ移行する際に、移行に必要な経費の一部を助成します。

《クラウド化のメリット》

- ★エネルギーコスト削減！：サーバー・併設空調分の電気代がゼロに。
- ★システム管理負担軽減！：バージョンアップ・メンテナンスなどの作業を簡易化。
- ★バックアップ機能充実！：堅牢なシステムを管理。災害時のBCP対策として。

【募集期間】平成29年1月末まで
 ※申請書の提出が上記の日付に間に合わない可能性がある場合には事前にご相談ください

【問合せ】東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
 TEL ／ 03-5990-5089

クラウド化により情報システムのエネルギー使用量が削減できます。

健康づくりはあなたが主役 健康のためのヒント集

01 生活習慣病を予防しましょう

定期的に健診・がん検診を受けましょう!

東京都では、生活習慣病であるがん、循環器疾患（脳卒中や心筋梗塞など）による死亡者数が、全体の半数以上を占めています。がんは、都民の死因第1位です。（「人口動態統計」平成26年 東京都福祉保健局）
がんは、喫煙、食事や運動などの生活習慣、ウイルスや細菌の感染が関係しています。

多くの都民が有病者・予備群となっている糖尿病や、今後も患者数が増加と言われているCOPD（慢性閉塞性肺疾患）も、主な生活習慣病のひとつです。

生活習慣病は、生活習慣を改善することで予防の効果が期待でき、定期的に健診やがん検診を受けていれば、早期に発見することができます。

毎日の暮らしの中で、少しずつ生活習慣を改善していきましょう。



02 食生活を改善しましょう

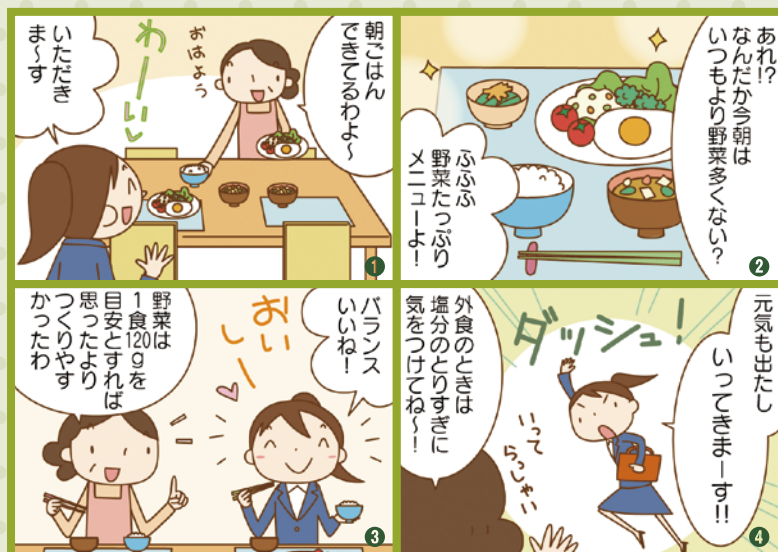
健康的な食生活の5つのポイント(成人の場合)

食生活を改善するポイントは、次の5つです。

- 1 野菜は1日350g以上食べる。
（一食あたり120gを目安に）
- 2 塩分は1日8g以下に抑える。
- 3 果物は1日100gを目安に食べる。
- 4 脂肪のとりすぎに注意する。
- 5 食べ過ぎない。

できることから始めてみましょう!

- 朝食をしっかりと食べて、夕食は控えめに。
- 香辛料やだしを効かせたり、にんにくやしょうがなどの香味野菜を活用すれば、薄味でも美味しく食べられます。
- 揚げ物よりも、「蒸す・煮る・茹でる」で脂肪分をカット!
- よく噛んでゆっくり食べれば、食べ過ぎを防止することができます。



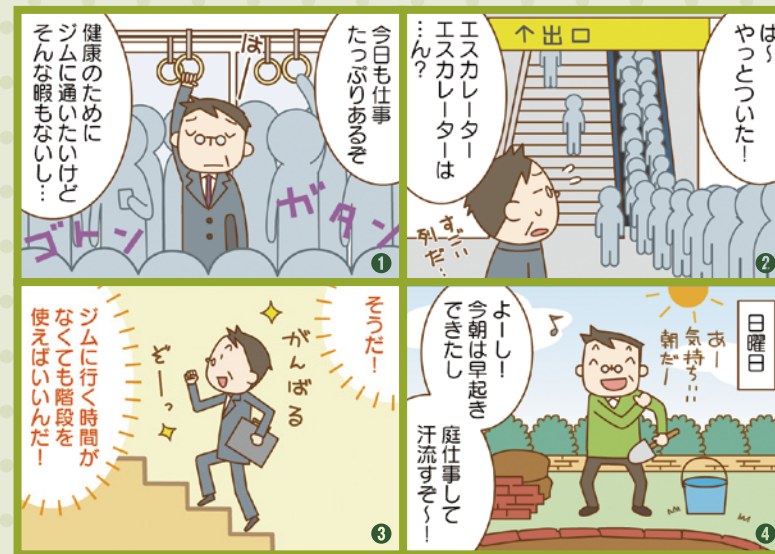
03 日常生活の工夫で体を動かしましょう

一大決心しなくても、大丈夫!

習慣的に運動をするのが理想ですが、仕事や育児など様々な理由で、取り組むのが難しい人もいます。「運動をしなくても、毎日の生活を工夫して体を動かすことができます。」

できることから始めてみましょう!

- エスカレーターやエレベーターではなくできるだけ階段を利用しましょう。
- 歩ける距離は意識的に歩きましょう。
- 休みの日には、床掃除や庭仕事を。運動しながらお家もきれいに!
- 子供と一緒に、体を動かす遊びをしましょう。
- 地元のウォーキングイベントなどに参加してみましょう。



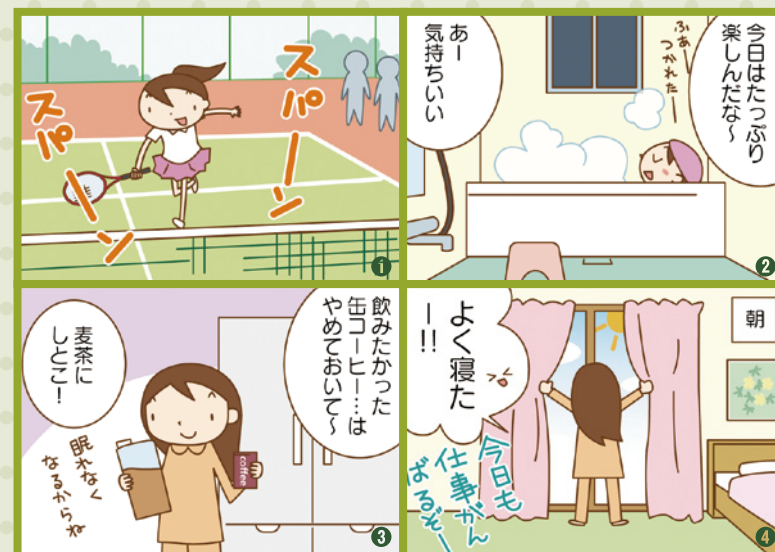
04 楽しく過ごして良い睡眠を

「休養」には2つの意味があります

健康づくりの「休養」は、休んだり眠ったりすることで心身の疲労を解消する「休」と、趣味の活動などで余暇を楽しむ「養」の2つの意味があります。「休」むことと「養」うことが、健康づくりの第一歩です。

できることから始めてみましょう!

- 毎朝、同じ時刻に起きて、生活のリズムを整えましょう。カーテンを開けて陽の光を浴びれば、眠気もスッキリ。
- ぬるめのお風呂にゆっくりつかり、一日の疲れをいやしましょう。
- 就寝2時間前には夕食を済ませ、寝る前にカフェイン（コーヒーなど）やお酒をとるのは控えましょう。
- 寝る前の部屋は明るくしすぎないようにして、パソコンや携帯電話の操作は控えましょう。
- 忙しい人も、わずかな時間で気分転換できる方法を見つけてみましょう。



▶「健康のためのヒント集（平成25年9月東京都福祉保健局保健政策部健康推進課発行）」から一部改編・転載

「スポーツチームが行う社会貢献」東京都府中市／サントリーサンゴリアス

スポーツの力で、次世代の人材育成



創業より受け継がれる社会貢献の精神

1899年、ぶどう酒の製造販売から始まり、日本の洋酒文化を切り拓いてきたサントリーでは、創業者の理念である「事業によって得た利益は、『事業への再投資』、『お得意先・お取引先へのサービス』にとどまらず、『社会への貢献』にも役立てたい」という利益三分主義を守り続け、環境や文化、スポーツなどさまざまなジャンルでのCSR活動を展開している。なかでも同社ラグビー部としてジャパンラグビートップリーグで活躍するサントリーサンゴリアスでは、スポーツを通じて社会貢献活動にチーム一丸となって取り組んでいる。

スポーツを通じた人材育成

同部が行う社会貢献活動

する。もちろん同部が現在そのような問題を抱えているわけではない。しかし、企業スポーツチームの一つである以上、全く関係ない話とは言えない。だからこそ、母体である企業にとってもチームが価値のある存在でなければいけない。そこで同部では、社会貢献活動を通じてファンの拡大にも努めている。選手だけでなくトレーナーや栄養士など、チームが持つすべてのコンテンツやスキルを最大限に活用し、子ども達のほか、ご父兄や地域の人など、多方面からファンの裾野を広げていく。そして、ゆくゆくはサントリーのブランドイメージへと繋がっていくべきではない。

近年、企業のCSR（企業の社会的責任）の動向を見ると、本業とはリンクしない従来の型のCSRから社会的課題とビジネス上の課題の両方に対応するところで生み出され、企業の成功と社会の発展を結びつけるCSV（共益の創造）の方向へと移行を見せつつある。同部の社会貢献活動への考え方はCSVに通ずるものがあるだろう。社会貢献活動から新たなファンを獲得



サントリーのラグビー部として1980年に創部。東京都府中市を拠点とし、ジャパンラグビートップリーグでは2度の優勝を誇る名門チーム。昨年行われたラグビーワールドカップ2015では6名の選手が日本代表に選出される。

のひとつに、小学生のラグビー全国大会であるサントリーカップがある。第12回となった昨年大会は1,274チーム、10,832名もの参加を集めた。

ラグビーとは、ラグビーのルールを基本にしているが、一番大きな違いはタックルをしてはいけないこと。その代わりに相手が腰に下げたタグ（短冊状の布）を奪い取る。それによって相手はその場を動かす味方にパスをしなければならぬ。チーム合わせて4回タグを取られると攻守が交替する。相手の陣地に入ったらライする。1点となる。競技に参加するのは1チーム5人。タックルなどの接触プレーが禁じられているので、安全な競技であることから、初等教育の学習指導要領に準拠した競技となっており、全国の小学校や幼稚園などで、次第に

し、サントリーのブランドイメージも向上する。それがさらなる社会貢献活動を生む。社会、チーム、企業「三方よし」の社会貢献活動を目指す。同部のチャレンジは、まだ始まったばかりだ。



サントリーカップで子供達と記念撮影



ボールボーイの仕事を務める

を体験する、ラグビー版キッズニアとでも言うのだろうか。子ども達は、スポーツの素晴らしさやチームスポーツの面白さ、仕事の大切さ、そしてそれらすべては多くの人に支えられて成り立っていることを感じ取ってくれているようだ。

さらに先の熊本地震を受け、選手たちは熊本県益城町で子ども達への出前授業も始めた。熊本はサントリーの工場があり、また2019年に行われるラグビーワールドカップの開催地でもある。同部にとって縁深い熊本の地で今後も継続した支援をしていく方針だ。

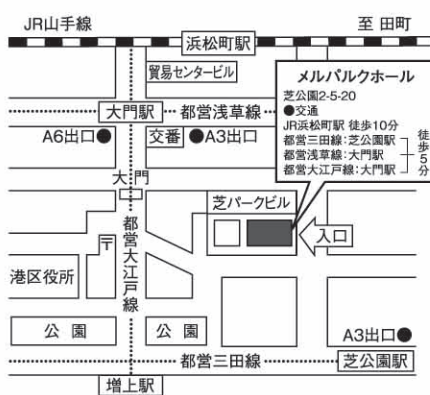
新たな視点からの社会貢献活動

このように様々な社会貢献活動を行っている同部ではあるが、スポーツが持つ力の大きさとともに、企業スポーツチームが抱える課題も常に感じている。社会貢献活動は継続することに意味があるのだが、企業スポーツチームの存在は母体企業の経営に左右されてしまうということである。残念なこと、ラグビーに限らず企業スポーツでは母体企業の経営不振による所属チームの休廃部という話をよく耳に

導入するところが増えている。ラグビーは運動能力の向上はもとよりチームワークや判断力など社会対応力の向上に適している。しかし、同部ではそれ以上に大会を通して、負けることの悔しさ、勝つことの喜び、そして努力することの大切さを学んでほしいという。

また、ユニークな内容で子ども達に人気の高い活動がキッズスタッフプログラム。試合当日のチームスタッフに子ども達が挑戦する。ユニフォームの配布、ウォーターボーイやボールボーイなど様々なスタッフ業務

平成28年度分 年末調整等説明会の開催のお知らせ

開催日	対象地域名・島名(※)	開催時間	説明会会場
11/7(月)	港南・西新橋	用紙配布 9:00~9:45 説明会 9:45~12:00	
	愛宕・白金台 新橋・台場	用紙配布 13:00~13:45 説明会 13:45~16:00	
11/8(火)	芝公園 芝大門・三田	用紙配布 9:00~9:45 説明会 9:45~12:00	説明会は、芝税務署・麻布税務署の合同で開催されるため、各回とも麻布税務署管内の対象地域からも出席があります。
	虎ノ門・東新橋	用紙配布 13:00~13:45 説明会 13:45~16:00	
11/9(水)	海岸・芝浦 浜松町	用紙配布 9:00~9:45 説明会 9:45~12:00	説明会は、芝税務署・麻布税務署の合同で開催されるため、各回とも麻布税務署管内の対象地域からも出席があります。
	芝・白金・高輪	用紙配布 13:00~13:45 説明会 13:45~16:00	
11/11(金)	三宅島	9:30~11:30(開場 9:00)	村役場臨時庁舎3階議場・会議室
11/17(木)	父島	9:30~11:30(開場 9:00)	村役場2階会議室
11/18(金)	母島	14:30~16:30(開場 14:00)	母島支所会議室
11/22(火)	八丈島	9:30~11:30(開場 9:00)	八丈島商工会
11/29(火)	大島	9:30~11:30(開場 9:00)	大島町開発総合センター 1階大会議室
11/30(水)	新島	14:00~16:00(開場 13:30)	新島村住民センター 3階会議室
12/2(金)	神津島	9:30~11:30(開場 9:00)	生きがい健康センター

※対象地域や各島の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

問い合わせ先

- 説明会、源泉所得税関係について▶芝税務署 源泉所得税担当 (03)3455-0551〔内線 3032~3035〕
- 用紙請求、法定調書関係について▶芝税務署 管理運営第1部門 (03)3455-0551〔内線 1003・1004〕
- ※自動音声案内に従い、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的な相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。
- 給与支払報告書について▶港区 税務課 (03)3578-2111〔内線 2593~2598 2600~2609〕

中小企業者向け省エネ促進税制 ~法人事業税・個人事業税の減免~

東京都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。詳細は、主税局HP「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

お問い合わせ先 ●【中小企業者向け省エネ促進税制について】

港都税事務所▶TEL.03(5549)3800(代表)

(法人)法人事業税第一班・第二班 (個人)個人事業税班

主税局課税部(法人)03(5388)2963

主税局課税部(個人)03(5388)2969

●【地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について】▶TEL.03(5990)5091

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分について、固定資産税・都市計画税の税額の2割を減免します(個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限る)。減免を受けるためには、申請が必要です。

*未申請の方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに減免手続きのご案内を送付しております。

お問い合わせ先 ●【港区にある物件について】港都税事務所▶TEL.03(5549)3800(代表)

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅 (一定の要件を満たすもの)に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

減免の期間と額は、下記のとおり

- ・建替え:新築後新たに課税される年度から3年度分について全額減免(居住部分に限る)。ただし、減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なる。
- ・改修:改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで耐震減額適用後の税額を全額減免。

減免を受けるには申請が必要です。詳細は、HPまたは下記お問い合わせ先へ。

お問い合わせ先 ●【港区にある物件について】港都税事務所▶TEL.03(5549)3800(代表)

平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します!

個人住民税の納付は、事業主の方(特別徴収義務者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月の給与から個人住民税を差し引き、納入していただく特別徴収が原則となっています。

東京都と都内全62区市町村はオール東京で、平成29年度から原則として全ての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施しますので、事業主の方は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 ●主税局徴収部個人都民税対策課▶TEL.03(5388)3046